

地方公共団体からの財務
会計制度に係る提案等について

地方公共団体からの財務会計制度に係る提案等①

提案事項名	現行制度等	提案の概要	現行制度の基本的考え方
財務会計関連規定の条例委任	地方自治法において会計年度及び会計区分、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産、住民監査請求及び住民訴訟等を規定。	地方自治法上の財務に関する規定について、大部分を条例に委ねることとする。	会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うため、国の法令で規定する必要がある。
会計年度の柔軟化	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。	地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換する。又は、会計年度を分割し、それぞれ上期、下期にそれぞれ予算、決算を行なうこととする。	地方公共団体の会計年度は、国と同期間であり、この会計年度を前提として制度が構築され、統一的な事務の執行が効率的に行われているところである。したがって、単に地方公共団体の財務会計の利便の面からのみで結論を出す性質のものではない。
年度開始前入札の容認	普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。	新年度予算成立後であれば、債務負担行為以外であっても次年度の契約を締結できるようにする。	入札の執行は、支出負担行為（契約）の一連の手続きであり、予算執行に含まれることから、年度開始前に入札はできない。
決算調書様式の自由化	決算認定に付するに当たり、議会へ提出する書類は、法令により定められ、当該書類の様式は、総務省令を基準としなければならない。	決算調書様式による統制を緩和し、自治体の判断で必要な書類を提出することとする。	決算は、財政民主化を図る手段の一つであり、予算執行の実績を客観的に表示し、議会の監視機能の下におくものであるから、附属書類については、一定の基準を法令により定めている。
予算科目の弾力化	普通地方公共団体の長は、歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされている。	地方自治法施行規則第15条第2項の別記として規定されている歳出予算の節について、1～28節以外に独自の節を設定できるものとする。	歳出予算に係る節の区分は、他団体との比較を議会や住民にとって容易に可能とするため、歳出予算の統一性を考慮したもの。したがって、歳出予算の節の区分を地方公共団体が独自に設けることは認められていない。

地方公共団体からの財務会計制度に係る提案等②

提案事項名	現行制度等	提案の概要	現行制度の基本的考え方
継続費の弾力化	普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。	工事等を継続費で設定する場合、当初に設定した継続費額に変更が生じた場合は、変更額の確定した時点で補正を行なう。これにより、事務手続きが簡易となり、発注者（行政）及び請負者双方の事務・事業負担を軽減できる。	会計事務の適正性の確保かつ契約の履行の確保のため、予算の定めるところにより、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行った後に、当該既済部分又は既納部分に相当する金額のみを支払うべきであり、当初年度の年割額相当額の支払いを行い最終年度で調整を行うことは、予算と執行の関係が不一致となり、会計事務の適正性の確保が図られなくなる。
手数料徴収の弾力化	普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。	地方公共団体が手数料を徴収することができるのは、特定の者のために行う場合に制限しないこととする。	職員採用試験のように当該団体の行政上の必要のためにする事務については、手数料を徴収することはできないものである。
指定金融機関の担保提供義務の廃止	指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。	地方公共団体に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。	指定金融機関は公金の取扱いを総括することから、将来発生する債務の履行を確保するため提供を求めるものであり、当該団体が仮に指定金融機関によって損害を被ったときは、最終的には担保権の実行により賠償を補填するもの。
私人の公金取扱禁止原則の緩和	普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。	私人に公金を取り扱わせることを原則として自由にする。	公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止している。一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるものについては、例外的に、私人への徴収及び収納事務の委託が可能としている。

地方公共団体からの財務会計制度に係る提案等③

提案事項名	現行制度等	提案の概要	現行制度の基本的考え方
随意契約範囲の決定権の移譲	随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。	全国一律に規定されている随意契約の範囲を地方公共団体の条例で規定できるようにする。	地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としている。ただし、上記契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に勘案して地方公共団体に有利となると認められる場合に限り、随意契約によることを可能としている。
入札の開札時における立ち会い者の撤廃	一般競争入札の開札は、公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。	入札の開札時における入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立ち会いについて、電子入札による場合は、立ち会わせないことができる。	落札時の入札者の立ち会いについては、落札に携わった職員の恣意的な行為等の排除等、入札事務の公正・適正な執行を確保するため、原則入札の当事者である入札者又は入札者に代えて入札事務に関係のない職員がその公正・適正な執行を確認することとしているものである。
同価入札の場合の落札者決定方法の自由化	落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。	同価入札の場合、くじにより落札者を決定することとなっているが、規制緩和により、独自の評価基準を用いて落札者を決定する。	入札参加者については、すべて平等に取り扱われるべきものである。これは同価入札での落札者においても同様であり、その方法として最も公平である「くじ」で定めることとしている。
低入札価格調査制度の対象拡大	低入札価格調査制度の対象範囲は「工事又は製造その他の請負」とされている。	低入札価格調査制度の対象を「物品の購入」にまで拡大する。	当該制度は、契約の完全な履行が困難に陥るような契約のみに限定することが適当であるため「工事又は製造その他の請負」の範囲としている。
歳入歳出外現金の保管可能化	債権の担保のほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によらなければ、これを保管することができない。	市が認定したものについては、その活動経費、収益金等の現金を、条例に基づき、歳計外現金として一時的に市が保管することを可能とする。	地方公共団体が無制限にその所有に属しない現金を保管することは責任の所在を不明確にすることから、債権の担保として徴するもの、法律又は政令の規定に基づき保管する現金のみが認められている。

地方公共団体からの財務会計制度に係る提案等④

提案事項名	現行制度等	提案の概要	現行制度の基本的考え方
現金・有価証券以外での納税等の可能化	地方公共団体の収入の方法は、現金のほか、証紙、証券、口座振替、クレジットカード利用等が認められている。	商品券や疑似通貨での納付を可能とする。	地方公共団体の歳入の収入は、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされ、それ以外の納付は、現金と同視しうるもの、つまり、客観的に即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認めている。
債権回収方法の緩和	地方税等の徴収については、納税義務の不履行に対し、徴税吏員自らが滞納処分を行い、その納付があったのと同じの結果を実現させることができる自力執行権が付与されている。	地方税等の徴収について、自力執行による方法のほか、裁判所への訴えの提起についても可能とする。	「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」については、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制執行の手段によらしめることが、最も適切かつ妥当との理由から行政上の強制徴収の手段が認められている。なお、当該債権について、一般私法上の債権と等しく、民訴法上の強制執行の手段をとることについては、権能行使の適正を欠くものとして認められていない（昭和41.2.23最高裁判決）。
普通財産の信託の柔軟化	普通財産である土地は、当該団体を受益者として、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うことを目的として信託することができる。	普通財産について、土地（その土地の定着物を含む。）の管理、処分のみを目的とした信託設定を可能とする。	公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要であるため、一定のものについてのみ信託を認めているところ。また、土地信託の目的として、何らかの付加価値を高める行為を伴うことを要求している趣旨は、単に土地のみの管理又は処分を目的とする信託は地方公共団体側のメリットに乏しいとの理由に基づくものである。